

## ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムに係る制度整備案の概要

## 1 省令関係

## 〈ソフト（放送業務）関係〉

- (1) 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を改正する省令案

新たな一般放送の種類として「地上一般放送」を、地上一般放送の業務区域として「エリア放送」を規定した上で、地上一般放送のうちエリア放送については届出一般放送とし、必要な届出書の様式、提出書類等の規定等、関係規定を整備する。

## 〈ハード（無線局）関係〉

- (2) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局について、地上デジタル放送を含む既設の無線局等の運用に支障を与えない等の開設に当たっての基準について、関係規定を整備する。

- (3) 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

「地上一般放送局」を新たな無線局の種別として規定し、エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間（※）等、関係規定を整備する。

- (4) 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案

地上一般放送局を免許の単位として規定し、地上一般放送局の免許の申請に係る提出書類等の規定等、関係規定を整備する。

- (5) 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局について、基幹放送局の運用・受信に混信を与えない等の運用に当たっての規定等、関係規定を整備する。

- (※) ホワイトスペースを利用するシステムとして、エリア放送型システム以外に、特定ラジオマイク、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のシステムが想定されているが、平成 24 年度において、これらのシステムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討が行われる予定であるため、他システムより先行して今回制度整備を行い、平成 24 年度中に免許するエリア放送型システムについては、その免許の有効期間を平成 24 年度末（平成 25 年 3 月末）までとする。平成 25 年度以降の制度については、当該検討を踏まえ、別途見直しを行う。

## 2 告示関係

### 〈ハード（無線局）関係〉

- (1) 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局（昭和三十四年郵政省告示第五百九号）の一部を改正する告示案  
エリア放送を行う地上一般放送局の呼出符号又は呼出名称の放送を省略できるとする旨を規定する。
- (2) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）（平成十六年総務省告示第八百五十九号）の一部を改正する告示案  
地上一般放送局によるエリア放送を可能とするため、エリア放送を行う地上一般放送に係る無線局の種別コードを規定する。
- (3) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成十六年総務省告示第八百六十号）の一部を改正する告示案  
地上一般放送局によるエリア放送を可能とするため、エリア放送を行う地上一般放送局の目的コード及び通信事項コードを規定する。
- (4) 周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案  
四百七十メガヘルツから七百十メガヘルツまでの周波数において、一般放送としてエリア放送を行うことを可能とするため、当該周波数を電波法第二十六条第二項第五号口の周波数と定めるとともに、エリア放送を行う地上一般放送局を二次業務と規定する。
- (5) エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める告示案（新設）  
エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請の扱いを先願主義（再免許の申請の場合も含む）とし、規定の整備を行う。

## 3 訓令関係

### 〈ハード（無線局）関係〉

- 電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令案  
エリア放送を行う地上一般放送局の免許に係る審査基準を規定する。

# エリア放送型システムの概要

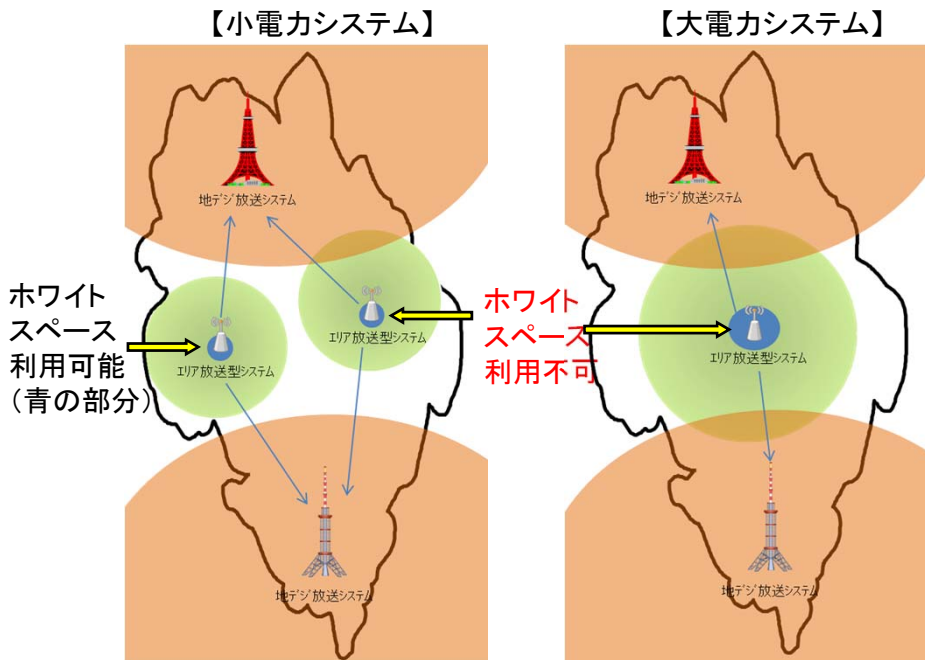
地上デジタル放送に割り当てられたUHF帯のホワイトスペース※を使用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタルテレビ放送受信機に向けたエリア限定の放送サービス。想定されるサービス形態は、次のとおり。

- ・スタジアムや美術館の中、商店街等の小規模のエリアを対象
- ・恒久的な放送のほか、サッカーの試合やお祭り等イベントでの臨時に行う放送
- ・イベント情報、観光情報、地域交通情報等、ローカルな情報

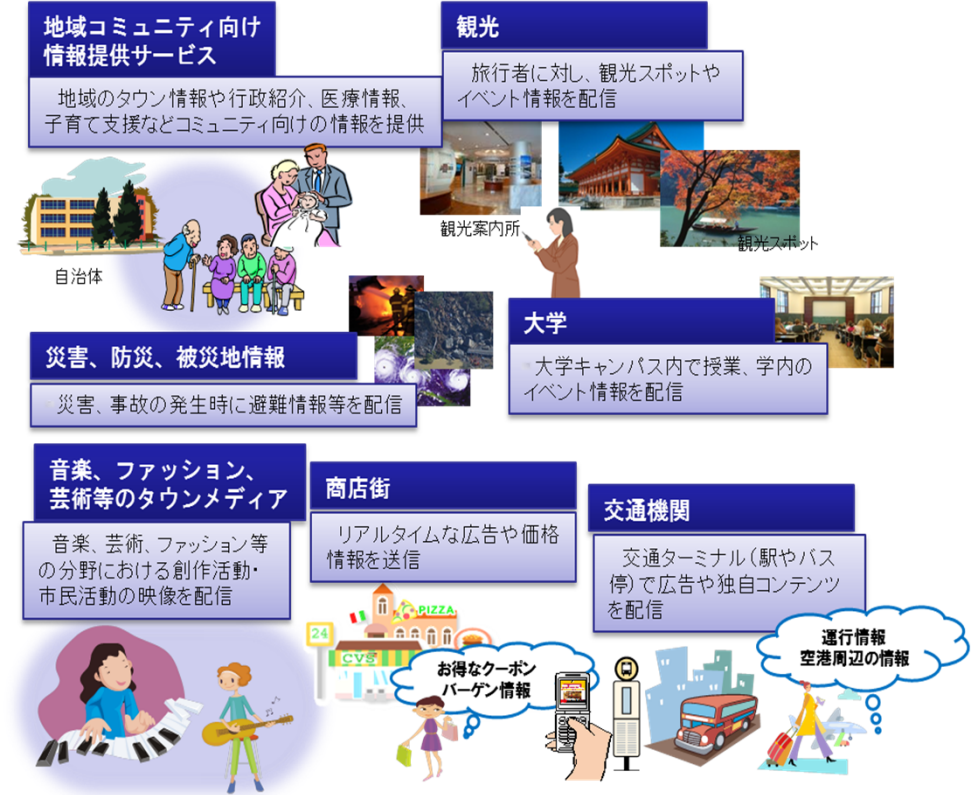
※ホワイトスペース：放送用などの目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数。

## エリア放送型システムが使用するホワイトスペースのイメージ

ある周波数(チャンネル)における地デジのエリアの隙間の内、地デジに混信を与えない設置場所で、その周波数がホワイトスペースとして利用可能。



## イメージ図



# ホワイトスペースの利用が想定されるシステム

- ホワイトスペースを利用するシステムとして、現状、以下の4つのシステムが想定されているが、平成24年度において、これらのシステムがホワイトスペースを共用するための技術面、運用面での具体的な検討が行われる予定である。
- このうち、今回制度整備するエリア放送型システムは、他システムより先行して制度整備するため、免許の有効期間を平成25年3月末までとし、それ以降の制度については、上記検討を踏まえて別途見直しを行う。

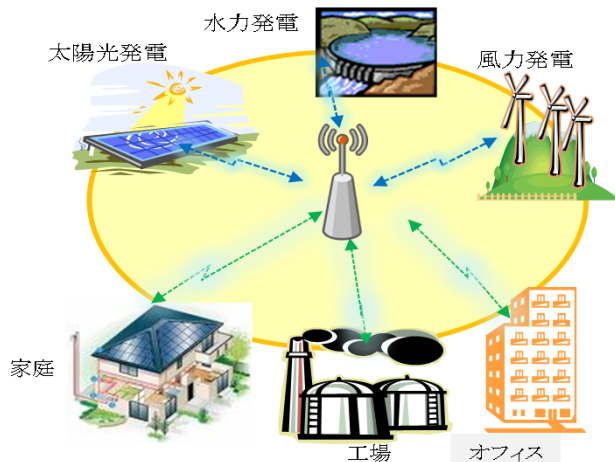
## エリア放送型システム



## 特定ラジオマイク



## センサーネットワーク



## 災害向け通信システム

